

教育委員会3月定例会会議録

1. 日 時 令和7年3月28日(金)午前10時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教育長 入野浩美
委員 福島幸子
委員 高橋信子
委員 石川一幸

4. 委員以外の出席者

教育部長	加藤史子	参事官	中島健一郎
教育総務課	塚本富美代	学務課	塚本耕司
生涯学習課	矢内良則	文化振興課	佐賀憲一
スポーツ振興課	寺崎敏彦	指導課	岩田幸一
学校給食センター	小池政幸	図書館	武藤修美
博物館	木塚久仁子	上高津貝塚	比毛君男

5. 議題

(1) 議案

- | | | |
|--------|--------------------------------|------------|
| 議案第48号 | 令和7年度土浦市教育行政方針(案)について | (教育総務課) |
| 議案第49号 | 令和7年度土浦市学校教育指導方針(案)について | (指導課) |
| 議案第50号 | 土浦市生涯学習館条例施行規則を廃止する規則の制定について | (生涯学習課) |
| 議案第51号 | 土浦市青少年の家条例施行規則を廃止する規則の制定について | (生涯学習課) |
| 議案第52号 | 土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正について | (教育総務課) |
| 議案第53号 | 土浦市教育委員会公印規則の一部改正について | (教育総務課) |
| 議案第54号 | 土浦市学校給食費に関する規則の一部改正について | (学校給食センター) |
| 議案第55号 | 土浦市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について | (図書館) |
| 議案第56号 | 土浦市指定文化財の指定について | (文化振興課) |
| 議案第57号 | 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱及び産業医の選任について | (学務課) |
| 議案第58号 | 土浦市学校運営協議会委員の委嘱について | (生涯学習課) |
| 議案第59号 | 土浦市地域学校協働活動推進員の委嘱について | (生涯学習課) |
| 議案第60号 | 土浦市文化財保護審議会委員の委嘱について | (文化振興課) |
| 議案第61号 | 土浦市スポーツ推進委員の委嘱について | (スポーツ振興課) |

(2) 報告事項

- ① 令和7年第1回土浦市議会定例会一般質問について (教育総務課・学務課・指導課)
- ② 教育委員会バスへの広告掲載について (教育総務課)
- ③ 土浦市史編さん基本方針策定検討委員会設置要綱の制定について (博物館)

(3) その他

- ① 土浦市議会議員政治倫理審査委員会委員の推薦について (教育総務課)
- ② 土浦市立上大津小学校校歌フレーズの公募結果等について (学務課)
- ③ 令和6年度土浦市学校運営協議会の開催状況について (生涯学習課)
- ④ 第35回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンについて (スポーツ振興課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教育長 定刻となりましたのでただいまより、令和7年3月の教育委員会定例会を開催いたします。
本日は、鈴木委員が欠席となります、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで、進行をさせていただきます。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件はございませんので、次第のとおり進行させていただきます。なお、傍聴者はございません。

それでは、次第の2番、「教育長報告事項について」、教育総務課より説明をお願いします。

教育総務課長
教育長

—————2月18日以降の行事について報告—————

よろしいでしょうか。

それでは、次第の3番、議案へ移ります。

議案第48号「令和7年度土浦市教育行政方針（案）」について、教育総務課からお願いします。

教育総務課長

教育総務課でございます。

資料の②-2をお願いいたします。

令和7年度土浦市教育行政方針についてございます。先月の定例会に協議事項として素案を提出し、定例会議後に教育委員の皆様からご意見やご質問をいただきました。

また、本市の教育行政アドバイザーである茨城大学名誉教授の小野寺先生に素案をご覧いただき、ご指導ご助言をいただいたところです。

その内容を一覧にしたもののがこちらの資料となります。

一覧表には、左側にページ・施策・事業名を記載しております。中央の欄には、いただいた意見や質問を記載しております。一番右側の欄にその回答を記載してございます。

続きまして、お手元に配布しております令和7年度土浦市教育行政方針（案）をお願いします。同じものをサイドブックスには資料の②-3に掲載をしてございます。

まず、前回からの全体的な変更点としまして、令和6年度の現状値の欄につきまして、先の素案では令和6年12月末時点の数値を記載しておりました。

今回の最終案では、全施策全事業について、令和7年2月末の実績値に上書きを行った上で、皆様からいただいたご意見等を踏まえ、目標値の再確認を行い一部につきましては、事業内容の記載や目標値等の修正を行いました。

皆様からいただいた意見とその回答も含め、時間の関係上抜粋して説明をいたします。

まず1点目でございます。

案の10ページをお願いしたいと思います。

高橋委員より、基本方針1に関して、現状値が目標未達成のものが多い、また目標値の設定が低いものが多い、特に10ページの学力向上対策事業及び12ページの校内フリースクール推進事業につきまして、現状値目標値が低いのではというご意見をいただきました。

これらの2つの事業につきましては、担当課からの回答もございますが、今回は各事業について現状値を踏まえ、実施可能な対策を講じて達成できる目標値を設定、また中長期的な視点での目標値として、今回の目標値につきましては、素案のままとさせていただきました。

また、他の事業全般につきましても、目標値は2月末までの実績値に基づき、同様の理由から据え置きとしたものもありますし、上方修正できるものにつきましては見直しをいたしました。

一覧表の15番、高橋委員から利用者数が伸びていないとのご指摘をいただきました。博物館上高津貝塚の利用者数につきましては、冊子の52ページになりますけれども、前回の素案から1月・2月の入館者数を追加しまして、数値が令和6年度の目標値に近づき、また目標値を超えたものもありました。

そのため、53ページの上高津貝塚ふるさと歴史の広場の展示事業、54ページ体験学習・生涯学習活動への支援については、令和7年度以降の目標値を上方修正してございます。

また、小野寺氏からいただきましたご意見に基づきまして、事業内容等を追加で記載した箇所がございます。

一例を挙げますと、18ページをお願いしたいと思います。

18ページの上段、第二期土浦市教育情報化計画に基づく実践、こちらについては、情報モラルの教育及びメディアリテラシーは社会的にも大きな問題になりつつある。

児童生徒のICTの活用促進と情報モラル教育は分けて列挙したほうがよいのではないか、また情報モラル教育について主な事業内容が記載されてないというご意見をいただきました。

実際の学校現場では、児童生徒への情報モラル教育等に関しまして、ICTを活用した授業の中で、小中学校全学年において系統的に進めております。そのため、事業の目的及び事業内容にその内容を追記させていただきました。他の事業も同様に、説明に不足があった部分につきましては、追加で記載を行っております。

資料②-2に記載のとおり、他の事業についても委員の皆様からいただきましたご意見やご質問を元に修正を行いましたので、ご確認をお願いしたいと思います。

最後になりますが、本方針につきまして、本日の定例会にてご承認いただいたら、4月にホームページで公開の上、目標値の達成に向けて施策や事業を推進して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

高橋委員。

例えば18ページの教育情報化計画に基づく実践では、現状値が77.9%、目標値が令和7年が84%、令和8年度が85%、令和9年度の86%と目標値が1%ずつ上がっているだけなんです。この事業だけではありません。

この事業目標があつて達成しなきやいけないんだったら、いつまでに何をやるという計画を立てれば、このような目標値にはならないと思います。

P D C Aのまず分析をして、計画実行をしていただきたいと思います。

この案を修正してくださいというわけではないので、ぜひ考えていただきたいと思っています。

以上です。

教育総務課、お願ひします。

はい。

ご意見ありがとうございます。

高橋委員からのご指摘は最もだと思っております。

教育行政方針は第三次土浦市教育大綱の個別計画という位置付けがございます。土浦市はどこを目指してなのか、どういう数値を目指していくのかというの、市民の方も関心があつて、こういう施策をやってるんだっていうPRの部分と、土浦市の教育に対しての理解という点もありますので、次年度には、最終年度の13年度の最終値に向けたこれから3年間の目標値を設定した上で、その目標達成に至る各年度の目標達成に向けた、より効果的な施策が打ち出せるよう検討して参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

最終年度が令和13年度となると、13年度までに達成すればいいとスピード感がないようにも感じてしまうので、事業によってスピード感が違うと思うので、優先順位を示していただけすると、土浦市はこういう方向性でやっていくんだなっていうのがわかりやすいかなと思いました。

以上です。

ありがとうございます。

教育長

高橋委員

教育長

教育総務課長

高橋委員

教育総務課長

最終年度が13年度というお話をさせていただきましたが、それ以前に事業が終了するものあります。例えば入館数であれば、ただ単に入場者数を増やすというのには限度があると思いますので、例えばリピーター数を増やすとか満足度を上げていくとか、そういった新たな目標も出てくるかと思いますので、そういったことを見据えた上で、各施策について、毎年度検証していきたいと考えております。

ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第48号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

高橋委員
教育長

教育長

教育長

指導課長

ありがとうございます。

続きまして議案第49号「令和7年度土浦市学校教育指導方針（案）」について、指導課から説明をお願いします。

指導課です。

サイドブックス資料③-2をご覧ください。

先月の定例会の方でもご説明いたしました土浦市学校教育指導方針につきまして、再度見直したものをお見せくださいました。

この学校教育指導方針につきましては、学校教育の推進基盤となる5つの推進項目をもとに、事業の内容を進めていく形で説明の方を加えさせていただいております。

特に今年度大きく変化をさせたところとして、6ページ7ページをご覧ください。

指導課に機構改革によって教育DX推進室を新設したということに伴いまして、学校教育におけるDX、デジタルトランスフォーメーションの推進を図る形で、明記させていただいている。

6ページの中段に教育DXのコアとしてプラットフォームと示させていただいておりますが、教育DXを進めるにあたって、大事だとされているルール・ツール・利活用、これを一体的に進められるような形として、ICTのハード面ソフト面をワンストップ化して進めていきたいというふうに思っています。児童生徒のメリットとして、学習場面においてICTを効率的に活用することで、個別最適な学びや探求的な学びの充実を目指す、また教職員にとっては、働き方改革の面で効率的な業務への移行、ICTを使った効率的な移行を図っていかなければというふうに考えております。

また7ページには、情報教育の充実と教育DXの推進を5項目掲げさせていただいております。

新設される教育DX推進室では、その5項目に関するを中心進めていかなければと考えております。

また8ページには、自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進ということで、近年特別支援教育の充実が求められている中で、インクルーシブ教育の理念に即した学校教育を進めていくべく方針を掲げております。

土浦市は、昨年度から県の事業として8ページの一番下の特別支援教育推進体制充実事業を受けて、各学校にいる特別支援教育コーディネーター、こちらの資質向上を目指しまして、各校の特別支援教育の平準化を図ることを目標に進めているところです。来年度以降もこの充実継続を図っていきたいと考えております。また11ページをご覧ください。

令和7年度の主な事業では継続拡充、また新規と左側に示させていただいております。

その中でも、2番の確かな学力では学力向上対策事業として、令和6年度に引き続き令和7年度も小学校算数の授業改善を目指した研究推進校である菅谷小を中心とした授業改善の研修、また、優れた指導力を持つ教員による授業をライブ配

信し、受信校の授業を支援するという遠隔教育の推進も県の事業と合わせて進めていこうと考えています。

また豊かな心の部分では、中段にある6番校内フリースクール等支援事業は支援員を拡充しまして6名を配置します。学校生活支援員配置事業につきましても、これまで中学校に警察OBのスタッフを配置しておりましたが、令和7年度からは小学校へ教員OBを生徒支援で困難な学校に配置していきたいと考えております。

12ページには新事業が、上に3つ並んでおります。

学校経営相談員配置事業につきましては、学校の管理職の対応について、指導助言・相談に乗る機関として指導課に相談員を1名配置いたします。

教育DX推進事業については先ほど申し上げた内容です。

台南市中学生との交流推進事業につきましては、今年度10月よりスタートした事業となります。こちらは現在オンラインで中村小がモデル校として台南市の小学校等の交流を進めております。令和7年度以降、3校ずつ5期に渡って交流を広げていく流れになります。

教育全般の一番下の2つ、部活動改革推進事業、また地域スポーツ文化クラブ運営事業につきましては、国が進める部活動地域展開に対しまして、平日の部活動と休日のクラブ活動を連動した形で土浦モデルとして、さらなる推進を進めているところです。

令和7年度は現在4競技実施している部活動移行を9競技、令和8年度は文化部も含めた全部活動を移行するという目標で行っております。

13ページの学校訪問についてはご覧ください。

教育委員の皆様に関係します内容として15ページをご覧ください。

4番の教育委員における学校訪問についてですが、こちらの実施方法については今年度同様進めて参りたいと思います。学校訪問の実施予定につきましては、Aグループ12校を予定しております。今年度行った学校とはまた違う学校を訪問していただくということで予定を立てていきたいと思います。教育委員の皆様には4月中にこの計画について希望等をとらせていただきたいと考えておりますので、ご協力の方いただければと思います。

足早ですが、教育学校教育指導方針の案をご説明いたしました。

以上です。

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それでは、議案第49号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

続きまして、議案第50号「土浦市生涯学習館条例施行規則を廃止する規則の制定について、生涯学習課から説明お願いします。

生涯学習課です。

議案第50号、土浦市生涯学習館条例施行規則を廃止する規則の制定について説明させていただきます。

資料の4-①の2ページ目をご覧ください。

生涯学習館につきましては、老朽化に加え耐震性が確保されてないなどの理由から、再編再配置計画に基づきまして閉館に向けて準備を進めて参りましたが、利用団体の学習活動を止めることなく、活動拠点も概ね確保できることから、今年度末をもって閉館となります。

生涯学習館条例の廃止に伴い、施設の利用申請や利用料金の免除等を定めた土浦市生涯学習館条例施行規則を廃止する規則を制定するものでございます。

廃止規則の案文につきましては資料4-②を参照願います。

施行日につきましては令7年4月1日となります。

- 説明は以上です。
- よろしくお願いします。
- 教育長 合わせて、次の議案 51 号「土浦市青少年の家条例施行規則を廃止する規則の制定について」も説明していただけますか。
- 生涯学習課長 はい。
- 議案第 51 号、土浦市青少年の家条例施行規則を廃止する規則の制定について説明させていただきます。
- 資料の 5-①の 2 ページ目をご覧ください。
- 青少年の家は稼働率の低さや施設の老朽化などの課題があり、生涯学習館と同様に今年度末をもって閉館となります。
- 土浦市青少年の家条例の廃止に伴い、施設の利用申し込みや使用料の減免等を定めた土浦市青少年の家条例施行規則を廃止する規則を制定するものです。
- 廃止規則の案文については、資料 5-②をご参照ください。
- 施行日は、令和 7 年 4 月 1 日となります。
- 以上です。
- 教育長 2 つの施設は廃止の条例が可決されましたので、関係規則を合わせて廃止をしようということです。
- ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
- よろしいでしょうか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 それでは、議案第 50 号と 51 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 ありがとうございます。
- 続きまして議案第 52 号「土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」教育総務課からお願いします。
- 教育総務課長 教育総務課でございます。
- 資料は⑥-1 の 2 ページ目をお願いいたします。
- 土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてでございます。
- 1 の改正の趣旨でございますけれども、令和 7 年度の機構改革に伴う組織及び分掌事務の見直し、また先ほどの生涯学習課からの施行規則の廃止の説明にございましたとおり、土浦市生涯学習館及び土浦市青少年の家が令和 6 年度末をもって閉館となることから、所要の改正を行うものでございます。
- 事業改正の内容でございますが、(1) につきましては、生涯学習館及び青少年の家の閉館に伴い、生涯学習課の所管施設及び分掌事務を削除するものでございます。
- (2) につきましては、機構改革に伴う一部改正でございます。
- この度の機構改革により学務課と指導課にて横断的に行っておりました特別支援教育及び ICT 教育に係る事務について、指導課に移管し一元化することに伴い、係及び分掌事務を再編するものでございます。
- 1 つ目は学事係を学事保健係への改正、こちら名称変更となります。
- 2 つ目は指導係を教育支援係へ名称変更するとともに、一元化する特別支援教育や特別支援教育に係る事務を教育支援係の分掌事務に定めるほか、重点施策である不登校や部活動再編などに係る事務について合わせて定めるものでございます。
- 3 つ目でございますけれども、ICT 教育につきましては、これまで機器等の更新整備といったハード面を学務課が、資料などのソフト面を指導課が担っておりましたけれども、教育 DX 推進の強化を図るため、ハードソフトを一元化し、次年度新たに指導課に教育 DX 推進室を設置いたします。これに伴いましてその組織及び分掌事務について新たに定めるものでございます。
- 詳細につきましては、別添の規則案及び新旧対照表をご参照いただきたいと思い

- 教育長 ます。
施行日につきましては令和7年4月1日でございます。
説明は以上です。
- 教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
よろしいでしょうか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 それでは、議案第52号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 ありがとうございます。
続きまして議案第53号「土浦市教育委員会公印規則の一部改正について」、教育
総務課から説明をお願いします。
- 教育総務課長 教育総務課です。
それでは資料は⑦-1の2ページをお願いいたします。
土浦市教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。
1の改正の趣旨につきましては、土浦市青少年の家が令和6年度末をもって閉館
となることによる所要の改正でございます。
また、市長部局の市公印に関する規則との整合性を図るため、公印刷り込み等の
承認先を公印の管守者である教育総務課長とともに、新たに電子公印使用
承認願の様式を定めるため、規則の一部を改正するものでございます。
次の改正の内容でございますが、主な内容は、1つ目、青少年の家の閉館に伴う
所長印の削除。
2つ目は、公印の作成申請及び事故届等の提出に当たり、公印の管守者である教育
総務課長を経由し教育長へ提出するものとするもの。
3つ目は、公印の刷り込み承認願の提出先を公印の管守者である教育総務課長と
するもの。
4つ目は、電子公印の使用承認についての専用様式を新たに定めるもの。
5つ目は、廃止した公印の保存期間及び廃棄方法について定めるものでございま
す。
その他、文言の修正を行っております。
詳細につきましては、別添の規則案及び新旧対照表を参照願います。
施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。
説明は以上となります。
- 教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
よろしいでしょうか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 それでは、議案第53号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 ありがとうございます。
次に、議案第54号「土浦市学校給食費に関する規則の一部改正について」、給食
センターからお願いします。
- 学校給食センター所長 学校給食センターでございます。
議案第54号、土浦市学校給食費に関する規則の一部改正について説明いたします。
資料⑧-1の2ページ目をお願いいたします。
改正の趣旨ですが、近年のエネルギー価格の上昇や物価高騰に伴い、給食の基本
物資である米、パン等の大幅な値上がりにより副食費が圧迫され、給食の質や
量、栄養価を維持することが難しくなったため、令和4年10月分から賄材料費の
増加分を公費で負担して参りました。その結果、食材調達額と現行の学校給食費
の間に乖離が生じており、適切な学校給食費の額を明確にするため、給食費の見
直しを行ったことから、土浦市学校給食費に関する規則を一部改正するものでござ
ります。

改正の主な内容としましては、学校給食費の額の改定と文言の整理で、具体的な内容は記載のとおりとなります。

なお、改定額につきましては、土浦市立学校給食センター運営審議会からの答申に基づく額となっております。

詳細につきましては、別添資料⑧-2 の改正案及び資料⑧-3 新旧対照表をご参照願います。

施行日につきましては、令和7年4月1日からとなります。

なお、土浦市立の小中学校及び義務教育学校の児童生徒の給食費は、子育て支援を含む保護者負担軽減の観点から、令和7年度におきましても引き続き無償といたします。

説明は以上でございます。

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第54号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

ありがとうございます。

続きまして、議案第55号「土浦市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について」、図書館からお願いします。

図書館長

図書館でございます。

資料⑨をお願いいたします。

土浦市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定についてでございます。

制定の趣旨と内容につきましては、図書館では子供の読書活動のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、子供の健やかな成長に資することを目的とし、土浦市子ども読書活動推進計画を策定しております。

現在第3次の計画で目的に向け取り組んでいるところでございますが、令和7年度で計画期間が終了となりますことから、第4次の計画策定に向けて計画策定委員会を設置するために設置要綱を制定するものでございます。

内容につきましては、定例会資料⑨-2 の計画策定委員会設置要綱をご参照いただければと存じます。

選定委員につきましては、⑨-1に記載の通りでございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願いします。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

高橋委員

高橋委員、どうぞ。

図書館長

選定委員の中で、市民活動課長やこども政策課長、こども包括支援課長、保育課長がいますが、どこの部の方ですか。

はい。

市民生活部から市民活動課、こども未来部からこども政策課、こども包括支援課、保育課の課長が委員となっております。

多様なご意見をいただくために、子供関連の部署にお願いしております。

教育長

加藤部長、どうぞ。

教育部長

追加で説明させていただきます。

市民活動課長が入っているのは、公民館に図書分館が設置されているということで委員に入っています。

こども政策課長は、こども未来部が子ども計画を策定しており子ども行政を全般的にやる担当課ということで入れてあります。

こども包括支援課長につきましては、母子保健、健診とか1歳・3歳児健診の健診業務を担当しており、健診の際にブックスタートということで絵本を提供をしているということもあり委員に入っております。

保育課は、保育の行政全般を担当しており、子供たちの就学前のお子さんを預かっている施設を管理している監督者ということで、保育課長が入っております。要するに多世代の視点でこの計画をつくるという意味で選定委員を選ばせていただきました。

高橋委員

これに限らず委員会がたくさんあって、資料の準備作業も多くて、実際のところ効果はどうなんだろうと思うことがあります。

普段から連携して業務の中でいろんな意見とか出てると思いますし、わざわざ集まらなくても、情報連携を常に密にしていただいた方がより効率的な業務ができるんじゃないかなと思いました。

図書館長。

教育長
図書館長

委員さんのご意見を参考に今後会議の進め方も考えていきたいと思います。
ありがとうございます。

教育部長

資料⑨－1の制定の趣旨の中で、まず読書習慣を身に付けられるようにするということを市全体として考えていくということで、定期的に連携をしているんですが、ある程度共通認識を持った目標を持って、読書習慣をつくるということを進めていきたいという計画なので、貴重なご意見いただきながら、計画策定については効率よくできるようにしていきたいと思います。

高橋委員

はい。ありがとうございます。

何らか成果につなげていただければと思います。

教育長

そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり

教育長

それでは、議案第 55 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

ありがとうございます。

続きまして、議案第 56 号「土浦市指定文化財の指定について」、文化振興課から説明をお願いします。

文化振興課長

資料⑩の 2 ページをご覧ください。

指定文化財の指定につきましては、令和 6 年 11 月 14 日付で土浦市長より上高津貝塚出土製塩土器について、土浦市指定有形文化財指定申請書が提出されました。文化財保護条例で教育委員会は有形文化財のうち重要なものを、市指定有形文化財に指定することができます。

また、指定をするには、あらかじめ市文化財保護審議会に諮問しなければならないとされていることから、令和 6 年 11 月の教育委員会定例会後に文化財保護審議会へ諮問を行い、審議の結果、先月 2 月 14 日に答申がございました。

2 番、指定申請のあった文化財は考古資料第 16 号上高津貝塚出土製塩土器です。

3 番、文化財の概要、審議の内容でございますが、縄文時代の完形製の土器は、日本列島全域で 20 例程度と非常に少なく、この内 4 点の完形製塩土器が 1 遺跡から出土する事例は極めて珍しく、製塩土器の制作技術全体をうかがい知ることのできる大変重要な資料であり、時期が明確な製作時期が分かる製塩土器という点でも資料的な価値が高い資料であるというものでございます。

4 番、指定予定年月日は、本日 3 月 28 日を予定するものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

それでは、議案第 56 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

ありがとうございます。

続きまして、議案第 57 号「学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱及び産業医の選任について」、学務課長から説明をお願いします。

学務課長

はい。

資料⑪の2ページ目をお願いいたします。

議案第57号、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱及び産業医の選任について、ご説明いたします。

1の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきましては、土浦市立学校管理規則第18条及び委嘱に関する要綱第2条の規定に基づきまして、委嘱を行うもので

す。

また2の産業医につきましては、土浦市立学校教職員衛生管理要綱第10条の規定に基づき選任し、非常勤職員として、委嘱を行うものでございます。

委嘱の期間はいずれも令和7年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

委嘱者につきましては、3ページのとおりとなってございます。

なお氏名の前に※印の方が今回の新任委職者となります。

説明は以上です。

教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第57号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。

続きまして議案第58号「土浦市学校運営協議会委員の委嘱について」、生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長 生涯学習課です。

資料の⑫の2ページ目をご覧ください。

議案第58号、土浦市学校運営協議会委員の委嘱についてでございます。

土浦市学校運営協議会の委員につきましては、それぞれの学校運営の基本方針や評価、学校地域の課題等を協議していただいております。

令和7年3月31日をもって任期満了となりますことから、土浦市学校運営協議会規則第4条の規定に基づき、新たに委嘱するものでございます。

3ページ以降の名簿、氏名欄に※印があります66名が追加・変更になる委員で委嘱期間は2年間となります。また学校長や教職員につきましては、各学校で定めた充て職となっておりまして、公表前のために空欄とさせていただいております。

また、荒川沖小学校、土浦第二小学校につきましては、次回から教務主任を新たに追加となります。

説明は以上です。

教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
高橋委員

1期2年とありますが、考え方として、1期で入れ替えて新しい人になっていただきたいという考え方なのか、ある程度何期かやっていただこうというのか、お考えがあるんでしょうか。

矢内課長

はい。

委員を一斉に入れ替えというのではなく、数名ずつ入れ替えていくのが理想的なのかなとは考えております。

核となって長期的にやっていただく方っていうのが会議の中で見えてくると思いますので、そういう方には引き続きお願いするような形でと考えております。再任がどこまでかというのありますか。

マンネリ化したり、長く務められる方の意見が強くなってしまうということもあるかもしれない。その辺りはどういうふうなお考えなのかをお伺いできますか。

矢内課長、どうぞ。

生涯学習課長	再任は妨げないということで規定をさせていただいております。 ただし最高何年までという規定は今ありません。 長いというので良くない面もあると思いますので、検討しながら、必要であれば改めて規定させていただければと思います。
教育長	そのほか、よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、議案第 58 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	ありがとうございます。 続きまして、議案第 59 号「土浦市地域学校協働活動推進員の委嘱について」。引き続き生涯学習課から説明をお願いします。
生涯学習課長	はい。 議案第 59 号、土浦市地域学校協働活動推進委員の委嘱についてでございます。 資料は⑬の 2 ページ目をご覧ください。 地域学校協働活動推進委員は、すべての学校、小中学校 23 校に設置しました学校運営協議会と学校と地域が連携して行う地域学校協働活動を一体的に推進するに当たり、学校と地域のパイプ役となって様々な活動のコーディネートを行っていただいております。 コミュニティスクール制度を先行して導入してきました新治学園につきましては、学校と地域が連携した様々な活動が活発に行われて進めております。 そうした活動をより円滑に効果的に実施できるよう、今年度から新治学園に 2 名の推進員を委嘱しております。令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますことから、土浦市地域学校協働活動推進委員設置要綱第 2 条の規定に基づきまして委嘱するもので、大岩田小学校、中村小学校の 2 校については学校運営協議会の話し合いの中で、推進員としてふさわしい方 2 名が推薦されましたので新たに委嘱したいと考えております。 大岩田小学校では、学校支援などの地域のボランティア活動が多く行われておりますし、現在もコーディネーターの役割を担っていただいている細野氏を。中村小学校におきましては、O B を含めた保護者の有志が集まり学校のサポート等を行っております親父の会というものが組織されておりまして、そのリーダーとして活動されている鈴木氏をそれぞれ推進員として、新たに委嘱し協働活動の幅を広げていく予定でございます。 その他の学校につきましては推進員の候補者が見つかり次第、順次配置していくと考えております。 説明は以上です。
教育長	ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
石川委員	石川委員、どうぞ。 現状、推進員が担うパイプ役を教頭先生がやっている感じがして、すごく忙しくなってしまっているなど見ていて思います。推進員が中心となって動けば、教頭先生の負担も減るのかなと思いますので良い制度だと思います。うまく機能するといいなと思います。
生涯学習課長	おっしゃるとおりでございまして、やはり推進員がない学校では、その会議の日程や内容の調整を教頭先生が担っています。 来年度はまだ 3 校ですが、徐々に負担の方は減るのかなと期待してはあります。早めに全校に配置できるようにしていきたいと思います。
教育長	そのほかございますか。
福島委員	福島委員。 今回推進員になられた方は、何年も前からこういったパイプ役をなさっていた方で適任だと思います。 このメンバーを見ると、元校長とか P T A 会長さんで既にもう学校に関わってる方々が推進員を担う。教頭先生の負担の話がありましたが、どこかに負担がかか

	らないような仕組みができないかなと、いつも考えているところです。 奉仕の精神だけに期待して運営していくっていうのは、どこかで行き詰まっていくような気がしてしまいます。地域の中で学校何とかしようっていう動きになるように、何か働きかけがあるといいなと思います。
教育長 生涯学習課長	矢内課長どうぞ。 はい。 こちらの地域学校協働活動というものは、働き方改革が進むなかで負担を減らす概念も大事なんですけども、子供たちのためにどういった活動をやっていったらいいのかというところで、少し負担はかかるてしまうのかなと正直考えているところでございます。 いずれにいたしましても、先生方や推進員の方々の負担に配慮しつつ、うまく活動が活発になって、いろんな地域の支援をいただきながら進めていければと思いますんで、その辺はちょっとと考えさせていただければと思います。 よろしくお願ひいたします。
福島委員 教育長	そのほか、よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、議案第 59 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	ありがとうございます。 続きまして、議案第 60 号「土浦市文化財保護審議会委員の委嘱について」、文化振興課から説明をお願いします。
文化振興課長	はい文化振興課です。 資料の⑭の 2 ページをお願いいたします。 土浦市文化財保護審議会委員は、文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議をしております。 任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となることから、市文化財保護審議会条例第 4 条の規定に基づき、委員の委嘱をするものです。 いずれの委員も継続でお願いをするもので、任期は 2 年でございます。 説明は以上です。
教育長	ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
高橋委員	高橋委員、どうぞ。 男女共同参画で女性の委員を 3 割以上にしましようとしているじゃないですか。今回 1 人しか女性が入っていないので、委嘱のときにそういう観点からも考えていただいた方がいいのかなと思います。
教育長 文化振興課長	佐賀課長どうぞ。 はい。 今回は女性が 1 人になっております。それぞれ専門職区分というところで、土浦市近辺であればこの先生しかいないというような方で非常に専門性の高い審議をしていただいているところでございます。
高橋委員	できれば女性の方を入れていきたいと思いますので、その専門分野の方で引き継ぎをする際に、女性の方の方がいらっしゃればご推薦いただくような形で、今後検討をしていきたいと思います。 探し方を工夫していただいて、長だと男性だけど、現場で研究している方は女性だったりするかもしれないので、意識して探していただきたいなと思います。 以上です。
教育長 文化振興課長	佐賀課長。 委員のおっしゃるとおり、研究されている方や大学の先生でも女性が多くなってきております。 今後、先生の入れ替わりがある場合には、女性の研究者の先生をなるべく出していただけるように、お願いをしていきたいと思います。
高橋委員	よろしくお願ひいたします。

- 教育長 そのほか、よろしいでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 それでは、議案第 60 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 ありがとうございます。
続きまして、議案第 61 号「土浦市スポーツ推進委員の委嘱について」、スポーツ振興課からお願いします。
- スポーツ振興課長 スポーツ振興課です。
定例会資料の⑯-2 ページをお願いします。
スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。
スポーツ基本法及び市スポーツ推進委員規則に基づき、教育委員会が委嘱するスポーツ推進委員が来る 3 月 31 日で 2 年間の任期が満了となります。
次の 3 ページをお願いいたします。
令和 7・8 年度のスポーツ推進委員について、記載の 72 名に委嘱予定でございます。
※印を付しました方は新任委員 7 名となります。
説明については、以上でございます。
- 教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
高橋委員 高橋委員、お願いします。
こちらも男性の割合が非常に高く、全員男性の地区もあります。
事情はあるのかもしれません、中学校の女生徒は体がすごく変化したり様々なことがあるので、そういった知見がちょっと足りなくなる部分があるかもしれません。
男の先生が悪いという意味ではなく、女生徒への対応については研修等をしていただきたいなと思います。体と心に負担かかるようなことがあってはいけないので、注意していただきたいと思います。以上です。
- 教育長 寺崎課長、どうぞ。
スポーツ振興課長 ご意見ありがとうございます。
女性の比率が現在 17% 弱ぐらいでございます。
推進委員の会議の場でも、女性の割合というのは必ず話題になりますし、女性なるべく増員して欲しいと事務局としてのお伝えしております。各地区の努力もあり結果的に増えつつはあるんですけども、現状はこのような状態でございます。今後も引き続き女性の人材発掘を事務局・各地区も含めて今後の課題とさせていただきます。よろしくお願いします。
- 教育長 そのほか、よろしいでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 それでは、議案第 61 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 ありがとうございます。
議案は以上になりますので、報告事項に移ります。
まず、報告事項の 1 番「令和 7 年第 1 回土浦市議会定例会一般質問について」、教育委員会関係では、各派代表質問が 2 名、一般質問は 3 名の議員から質問がございました。
担当課ごとに答弁の概要について説明をいたしますので、まずは菅井議員の G I G A スクール構想に関する質問について学務課からお願いします。
- 学務課長 資料⑯の 3 ページをお願いいたします。
菅井議員からは、G I G A スクール構想についての取り組みや課題について、タブレットの利用状況とその利用における課題や問題点についての 2 点のご質問をいただきました。
質問の要旨でございますが、令和 3 年度から開始となりました 1 人 1 台の G I G A スクール端末ですが、現時点においてメリットデメリットが出ている。デメリットとしては、G I G A 端末を家庭に持ち帰った際に学習に関係のない、動画サ

イトをずっと見ておりG I G Aスクール構想の本来の使用されていないというものが挙げられます。他にも課題はあると思いますが、見えてきた課題への対応を伺いたいというような要旨でございます。

答弁としましては、1点目のタブレットの利用の状況については現在、G I G Aスクール構想に基づく端末の活用は、本格活用を開始してから4年目となります。学校や家庭において端末を活用した学習が定着しており、児童生徒一人一人の学習の度合いに合わせた授業の実現や教職員の業務負担の低減など、様々な効果をもたらしております。

次に、2点目のタブレットの利用における課題や問題点についてですが、G I G A端末の活用により様々な効果がある一方で、解決していかなければならない課題も出てきております。

本市の端末には誤った情報や有害な情報を含む特定のサイトへのアクセスを禁止・制限するためにフィルタリングソフトを導入しておりますが、学習に関係ないサイトが閲覧できてしまうことや、反対に学習に関係のあるサイトがブロックされてしまうというようなことがございます。

現在、情報モラルという点から、端末を使用する上でルールを定めた手引きの配布や、道徳の授業など様々な機会をとらえて児童生徒への指導助言を行っております。

また、家庭でもルールを作っていただくことが不可欠となりますので、引き続き適正な利用の呼びかけを行って参ります。

今後の対策としましては、来年度予定しております端末の更新に合わせまして、高機能多機能のフィルタリングソフトを導入することで、より一層安全な端末の活用環境を整備していく予定でございます。

また、もう1つの課題としまして、端末活用の定着に比例して故障が一定数発生しており、それらの故障への対応も挙げられます。本市では、各学校に端末の予備機を配備しており、可能な限り速やかに修理に努めるため、端末の修理体制の見直しや、故障修理などに対応する端末保障サービスに加入することで、より円滑な端末の運用体制を整えております。来年度予定しております端末の更新でも、予備機を含めまして、継続に安定して1人1台の運用体制を実施していくたいと考えております。

高橋委員からは、課題について具体的な事例を説明して、課題等を把握して改善するようにというご意見がございました。ご意見を踏まえまして、フィルタリングソフトの更新方針であったり、端末の故障への体制強化などについて答弁をさせていただいたところでございます。

説明は以上です。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

続きまして、吉田議員の小中学校の平和教育に関する質問について、指導課から説明をお願い

指導課長

指導課です。

資料の12ページをご覧ください。

吉田千鶴子議員から本年2025年が「被ばく80年」「戦後80年」の節目にあたり、平和事業や未来にわたる平和維持に向けた取り組みについての(2)として、小中学校の平和教育について、どのような取り組みをされているのかというご質問をいただきました。

答弁では、教育基本法及び学習指導要領に基づき、小中学校の教育課程を通して豊かな心を育む教育を行っているという事例を挙げさせていただいております。道徳や国語科などで戦争をテーマとした物語教材を活用したり、中学校の歴史教育での国際平和のあり方についての授業といったものを紹介させていただいています。

また、校外学習などで阿見町の予科練平和記念館等を見学をしていることにも触

	れまして、命の大切さを認識した上での平和に関する教育というのを今後も進めていくと答弁させていただいております。
教育長	説明は、以上です。
高橋委員	ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
指導課長	高橋委員 各中学校から1人か2人ずつ広島平和記念式典に行く事業があったかと思うんですが、今もそれは今も実施しているんですか。 現在も市民活動課が中心となって行っています。
高橋委員	現在は受け入れ側の広島市の意向もあって、各学校1名ずつ派遣しております。中学生だけではなくて、土浦市の使節団として女性団体の代表とか、商工会・青年会議所関係の代表の方とか、そういった方々と一緒に訪れて式典に参加しております。
教育長	ありがとうございます。 広島は、まさに小学生中学生が被爆しているんですよね。 私も行って初めてこんなに子供が被爆したりしたんだというのがわかったので、自分たちと同じ年齢の子が原爆被害に遭っているというのは、子供に響くと思います。 知識教育とか違って心を育むっていうかねとても大事なことだと思いますので、ぜひ力を入れてやっていっていただきたいなと思います。
指導課長	そのほかよろしいでしょうか。 続きまして、目黒議員のデジタルリテラシーに関する質問について、指導課から説明をお願いします。
教育長	はい。指導課です。 目黒議員からは、基本目標「心豊かに住み続けることができるまちづくり」についてのご質問として、子供のための安全な生活環境の提供について、子供たちのデジタルリテラシーの推進やインターネットオンラインゲームを安全に利用するための取り組みについてご質問をいただきました。
指導課長	指導課といたしましては、日常生活の中で子供たちがＩＣＴを活用していくにあたって、情報活用能力をしっかりと身につけてもらい、情報社会に対応していく力を育成することを学校で行っているという話をさせていただいております。 また、令和7年度から指導課内に教育DX推進室を設置しますが、ハード面の整備だけでなく、ソフト面、特に子供たちへの支援としてデジタルリテラシーや情報モラルについての指導を拡充していくと答弁させていただいております。 説明は以上です。
教育長	ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
指導課長	よろしいでしょうか。 続けて、目黒議員の子供の健康と福祉についての質問について、指導課からお願いします。
	20ページをお願いします。
	子供の健康と福祉ということで、就学学習会の導入についての質問をいただきました。
	目黒議員からは、就学前の年長児、5歳児に対する保護者を対象とした学習会を設けてはどうかということでした。こちらの質問は、5歳児健診の実施に向けての要望を含めた質問となっております。
	指導課といたしましては、児童発達支援の部署と協力しまして、現在教育支援説明会という就学前のお子様の保護者に行っており、目黒議員からご紹介いただいた「就学学習会」と同様の活動をしていますという説明をさせていただいております。
	そこでは、就学後の「学びの場」となる特別支援学級等の特徴や教育内容や、また「学びの場」の決定に向けた手続き、選択肢の検討方法などをお伝えしております。

教育委員会といたしましては、今後インクルーシブ教育システムの推進を図っていくということで、一人一人の個性を生かした自立と社会参加を目指す取り組みをしていく、その一環として教育支援説明会を今後も継続実施していきたいと説明をさせていただきました。

説明は以上です。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

続きまして、田中議員の長寿命化改良工事に関する質問について、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課です。

資料は 24 ページからになります。

田中議員から小中学校の校舎や屋内運動場長寿命化改良工事について、会派代表質問がございました。

本質では、長寿命化工事の状況についての答弁となりまして、長寿命化の概要や工事実績、工事内容について、工事後の児童や教職員の評価をいただいている状況なども踏まえて答弁をしております。

再質問では、屋内運動場の空調設備設置についての質問でございまして、この件につきましては高橋委員から、今国会の予算委員会における促進策について言及するとのご意見をいただきました。国においては、屋内運動場等への避難所機能強化や空調設備の加速を図る目的から、令和 6 年度補正予算により成立した空調設備整備臨時交付金、こちらは対象期間を令和 15 年度まで、算定割合を 2 分の 1 としており、また稼働後の光熱費として令和 7 年度から地方交付税措置を講じているものでございます。

再質問の答弁は 28 ページ以降になりますが、市として必要性についての認識や国において空調設備設置の加速を意図とする目的で設置した先ほどご説明させていただきました空調設備整備臨時交付金について説明をして、この交付金を活用することを前提としても市内 23 校の空調設備設置の計画の立案にあたっては、今後予定しております上大津小学校との大規模工事を控えており、財政面や工事工程など様々な検討を要するために、現在その検討を行っている段階であり、できる限り早期の設置、計画の立案に努めるとともに、全校設置に向けて取り組んでいく旨の答弁といたしております。

説明は以上でございます。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

最後に、平石議員の小中学生への e スポーツ活用に関する質問について、指導課から説明をお願いします。

指導課長

平石議員の一般質問の大きな一番として、e スポーツを活用したまちづくりについてのなかで、(4) 小中学生への e スポーツ活用についてということで、部活動について、不登校支援について、プログラム教育についての 3 点でご質問をいただきました。

e スポーツにつきましては、中学校部活動でまだまだ普及されているという段階には至っていないこと、また教育的意義を踏まえると交流の場や多様な体験を得る、そういう機会が創出できることは期待できますが、視力低下や依存症のリスクが不安視される部分もあることから、こういった社会全体での理解と支援が深まる状況を見据える必要があるのではないかという形で答弁させていただいております。

続きまして、不登校支援についてですが、e スポーツの活用として不登校支援は行われていませんが、今年度不登校の中学生を対象とした仮想空間メタバースによる居場所づくりについて検証をしてまいりましたので、その紹介と今後の展開として、ICT 教育の一環として e スポーツやメタバースを取り入れる学校は少ない状況でありますので、文部科学省の動向も踏まえながら、不登校児童生徒へ

のeスポーツの効果の検証を行っていきたいと説明させていただいております。最後にプログラミング教育につきましては、いくつか質問をいただきました。一つ目は、プログラミング学習サービスの有料アプリを希望する場合、子供たちの創造性を育むためにも学校現場で希望するときは費用負担してはどうかというご質問がありました。

こちらについては、学校教育の一環で行われているプログラミング学習について、スキルの高い子供たちは当然出てくるわけですが、そういった子供たちにも授業中のスマートティーチャーとしての活躍の機会を設けるなどして、クラス全体での協働的な学びを合わせて進めていくということと、そういった高度なスキルを持つ子供たちへの有料アプリを支援するよりは、安価または無料で利用できるアプリの中でより良い教材を広く利活用していきたいというような説明をいたしました。

2つ目にデジタル人材の育成について、土浦市としての考え方などを挙げております。

専門性の高いデジタル人材の育成というのは、社会の変化に対応した次世代育成、地域人材の育成、また世界に羽ばたく人材の育成という観点からも重要と捉えているということをご説明しました。そのなかで発達段階に合わせてICTリテラシーの向上や情報通信機器の基本的な理解と活用能力を高めていくことは、市としてサポートの充実が必要だということを説明させていただきました。今後につきましても、このデジタル社会の進展に合わせたキャリア支援の強化については、教育部門のDXの推進とともに取り組んでいきたいとまとめております。説明は以上です。

教育長

ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

報告事項の2番、「教育委員会バスへの広告掲載について」、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課長

はい。教育総務課です。

教育委員会バスの広告掲載についてでございます。

1の概要のとおり令和7年度から新たな財源確保及び地域の活性化を図るために、教育委員会で保有しております3台のバスに民間企業等の広告掲載を開始するものでございます。

広告掲載の取り扱いにつきましては、新たに要領を制定しまして実施する予定でございます。

要領につきましては参考資料として⑯-2として掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

広告の規格については、記載の通りで、月額税抜きで6,000円を予定してございます。

広告主の募集につきましては、広報紙と土浦市ホームページ等で広報を行う予定でございます。

6番に記載の写真にイメージ図を載せておりますが、車体の後ろと両側の掲載を予定してございます。

私からは以上でございます。

教育長

この件については、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項の3番、「土浦市史編さん基本方針策定検討委員会設置要綱の制定について」、博物館から説明をお願いします。

はい。

博物館副館長

博物館です。

資料の⑯-1をお願いいたします。

土浦市史編さん基本方針策定検討委員会設置要綱の制定についてご説明いたします。

博物館は令和 22 年市制施行 100 周年に向け、新たに土浦市史編さんを刊行する事業を開始いたします。

事業の基本方針を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、基本方針策定検討委員会の設置要綱を制定するものです。

要綱の主な内容は、史編さん基本方針策定検討委員会の設置、所掌事項、任期や組織などでございます。

この委員会において、市編さん事業の編さん方針・体制・刊行物の構成・事業スケジュールなどをまとめ、教育委員会に報告いたします。

要綱の詳細については、資料⑯-2 要綱案を、委員の案につきましては⑯-3 をご参照願います。

この委員会は 1 年で完結いたします。

令和 8 年度から立ち上げる委員会では、女性委員の参加を積極的にお願いして参りたいと思っております。

説明は以上です。

教育長

この件については、御意見や御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

報告事項は以上となりますので、次第の 5 番「その他」に移ります。

その他の 1 番、「土浦市議会議員政治倫理審査委員会委員の推薦について」、教育総務課から説明をお願いします。

——土浦市議会議員政治倫理審査委員会委員の推薦について説明——

よろしいでしょうか。

続いてその他の 2 番、「土浦市立上大津小学校校歌フレーズの公募結果等について」、学務課から説明をお願いします。

——土浦市立上大津小学校校歌フレーズの公募結果等について説明——

よろしいでしょうか。

その他の 3 番、「令和 6 年度土浦市学校運営協議会の開催状況について」、生涯学習課から説明をお願いします。

——令和 6 年度土浦市学校運営協議会の開催状況について説明——

よろしいでしょうか。

その他の 4 番、「第 35 回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンについて」、スポーツ振興課から説明をお願いします。

——第 35 回かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンについて説明——

よろしいでしょうか。

本日の案件は以上となります。次回の定例会等の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

——次回の定例会日程等について案内——

ただいま、4 月定例会について日程のご案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の定例会は 4 月 25 日金曜日、午後 4 時からの開催となりますので、よろしくお願いします。